

2025 年 12 月 26 日

金融庁企画市場局企業開示課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等に
対する意見について

2025 年 11 月 26 日付で意見募集が開始された「企業内容等の開示に関する内
閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等について、別紙のとおり意見を提出
いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

以 上

(別紙)

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(案)等に対する意見

#	該当文書	頁	該当箇所	意見等
1	別紙1 別紙4	4 —	第19条の9第5項	<ul style="list-style-type: none">「一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準」として、サステナビリティ基準委員会が作成した基準（SSBJ基準）が告示指定されており、国際サステナビリティ基準審議会が作成した基準（ISSB基準）は対象に含まれていない。SSBJ基準はISSB基準との整合を意識して開発された基準ではあるものの、SSBJ基準に準拠した開示が必ずしもISSB基準に準拠するものではないとも考え得る。特に海外投資家を意識する企業においては、国際的な比較可能性を確保する観点から、ISSB基準への準拠を明示したいニーズも相応にあると考えられるため、「一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準」にISSB基準も追加することを検討いただきたい。
2	別紙1	8	第二号様式 (記載上の注意) (30) サステナビリティに関する考え方及び取組 b	<ul style="list-style-type: none">サステナビリティに関する取組みについて、提出会社が有価証券報告書提出会社の子会社である場合、親会社を含むグループ全体の方針にもとづいた取組みを行っている場合も多く、開示内容は親会社と同様の内容となることが考えられる。非上場会社の場合、SSBJ基準にもとづく開示までは求められていないものの、現行の開示内容を鑑みても、作成・精査・検証に相応の労力を要する。コストベネフィットの観点から、提出会社が非上場企業かつ有価証券報告書提出会社の子会社で、サステナビリティに関する取組みが親会社と同一の場合には、親会社の開示を参照するかたちでの開示が可能となるよう検討いただきたい。

#	該当文書	頁	該当箇所	意見等
3	別紙1	8 10	第二号様式 (記載上の注意) (30) サステナビリティに関する考え方及び取組 (58-2) 人材戦略に関する基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・第二号様式記載上の注意「(30) サステナビリティに関する考え方及び取組」で規定されている人的資本に関する戦略の記載内容と、(58-2) a 「連結会社の人材戦略（以下略）」に関する記載内容（一部または全部）が重複する場合も考えられることから、第二号様式記載上の注意「(30) c (c)」における以下の記載を(58-2)にも追加することにより、省略箇所を選択できるようにしていただきたい。 <p>「記載することとされた事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。」</p>
4	別紙1	9	第二号様式 (記載上の注意) (30) サステナビリティに関する考え方及び取組 d (c)	<ul style="list-style-type: none"> ・従来は、現行の「企業内容等開示ガイドライン」5-16-2 で規定されているとおり、「当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載する」ことが求められていたが、今後は、同内容に加え、「情報の入手経路を含む将来情報等の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来情報等の開示について責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）」の記載が新たに求められることとなる。この点について、どのような社内手続および開示上での記載が求められているのか不明確であるため、具体的な記載例やガイダンスを提供いただきたい。 ・また、適切性の検討を行うべき範囲について、公的機関や PCAF 等から取得する排出係数等のデータも対象に含まれるのか、見解を示していただきたい。

#	該当文書	頁	該当箇所	意見等
5	別紙 1 別紙 5	9 2	第二号様式 (記載上の注意) (30) サステナビリティに関する考え方及び取組 d B 基本ガイドライン 5-16-2	<ul style="list-style-type: none"> 別紙 5 5-16-2 に記載のセーフハーバー・ルールの対象（※1）と別紙 1 第二号様式記載上の注意「(30) サステナビリティに関する考え方及び取組」d に記載を要する将来情報等の対象（※2）が一致していないため、整合性を確保いただきたい。Scope 3 排出量以外の将来情報、見積り情報、統制の及ばない第三者から取得した情報もセーフハーバー・ルールの対象と理解しているが、現状の別紙 5 の記載ではそれらが含まれていないように見受けられるため、これらの情報についてもセーフハーバー・ルールの対象となる旨を明確化いただきたい。 別紙 5 5-16-2 では、Scope 3 排出量に係るセーフハーバー・ルールについて規定されているが、それ以外の将来情報等については、推論過程や社内の開示手続等の明記がなくても、不確実性の高い情報として当然にセーフハーバー・ルールが適用されるという理解でよいか。仮に Scope 3 排出量と同等の説明がセーフハーバー・ルール適用には一律で必要とされる場合、企業側の対応コストや負担が過大となる懸念がある。 <p>(※1) 有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの将来に関する事項（以下「将来情報」という。）又は「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」におけるスコープ 3 温室効果ガス排出（提出会社のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出（提出会社が第三者から購入又は取得した上で消費した電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出を除く。）をいう。）に関する定量情報（以下 5-16-2 において「スコープ 3 定量情報」という。）</p> <p>(※2) 将来に関する情報、見積り情報又は提出会社の統制の及ばない第三者から取得した情報（以下 d において「将来情報等」という。）</p>

#	該当文書	頁	該当箇所	意見等
6	別紙1 別紙5	9 2	第二号様式 (記載上の注意) (30) サステナビリティに関する考え方及び取組 d B 基本ガイドライン 5-16-2	<ul style="list-style-type: none"> セーフハーバー・ルールの対象は別紙5 5-16-2に定められており、将来情報には「2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】」以外の事項（※）の将来に関する事項も含まれるとされており、「当該説明を記載するに当たっては、例えば、開示府令第二号様式記載上の注意(30) d (a)から(c)までに掲げる事項を記載することが考えられる」との記述がある。このため、第二号様式記載上の注意「(30) サステナビリティに関する考え方及び取組」 d に記載されている事項以外の将来に関する事項も同項目の中での開示が求められているとも読めるが、記載上の注意 d において記載が求められる将来情報は「2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】」に関するものに限定されるとの理解でよいか。 <p>（※）有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 【事業の状況】」の「1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】」、「3 【事業等のリスク】」および「4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】」</p>
7	別紙1	10	第二号様式 (記載上の注意) (58-2) 人材戦略に関する基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> 「人材戦略」の記載範囲が抽象的であり、戦略全般を対象とするのか、特定テーマに関する戦略を対象とするのかが不明確であるため、ガイドライン等において明確化いただきたい。もしくは、各企業の判断に委ねられるのであれば、その旨明示いただきたい。
8	別紙1	10	第二号様式 (記載上の注意) (58-2) 人材戦略に関する基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> 連結会社の範囲について、個々の連結子会社における人材戦略をすべて開示する場合、開示が過度に煩雑となる恐れがあるため、グループ全体の人材戦略または人材戦略上重要な連結会社に絞った開示等の対応を許容いただきたい。

#	該当文書	頁	該当箇所	意見等
9	別紙 1	10	第二号様式 (記載上の注意) (58-2) 人材戦略に関する基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・企業戦略と関連付けた人材戦略およびそれを踏まえた従業員給与等の決定方針の開示が求められているが、開示の具体的なイメージが不明確であるため、今後、参考となる具体的な開示事例等を示していただきたい。 ・このうち、従業員給与等の決定方針については、企業によっては秘匿性の高い事項であり、開示は極力控えたい内容とも考えられる。今回の改正案では、具体的な項目や記載内容が明示されておらず、どのような情報を記載すべきか判断が非常に難しい状況が想定される。このため、特に「従業員の給与方針の決定方針」の開示について、要求事項の具体化、または具体的な記載例やガイダンスを提供いただきたい。
10	別紙 1	10	第二号様式 (記載上の注意) (58-3) 従業員の状況 a	<ul style="list-style-type: none"> ・平均給与に焦点を当てる理由や背景を明示いただきたい。単純比較では雇用形態の差異等により誤解を招く可能性があると考えられる。
11	別紙 1	11	第二号様式 (記載上の注意) (58-3) 従業員の状況 b	<ul style="list-style-type: none"> ・提出会社の連結子会社における最大人員会社を判定する場合の従業員数は、連結子会社の単体従業員数であって、連結子会社の連結従業員数ではないとの理解でよいか。
12	別紙 1	19	第三号様式 (記載上の注意) (1) 一般事項 g	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、本項目により記載してきた提出日現在および定時株主総会決議後の【取締役の状況】等は、提出日現在のみ記載するとの理解でよいか。

#	該当文書	頁	該当箇所	意見等
13	ウェブサイト	—	2. 適用日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントのウェブサイト上の「2. 適用日」では、「【1】サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備」のすべての項目を一括りにして適用予定日が記載されており、例えば時価総額3兆円以上の企業は、同項目のいずれも 2027 年 3 月期開示まで適用されないように読める。この点、例えば時価総額3兆円以上の企業が、2026年3月期より準拠表明を伴わない任意開示を行う場合、改正後の開示府令第二号様式記載上の注意「(30) サステナビリティに関する考え方及び取組」にもとづき、開示を行うことは可能と思料するが相違ないか。 ・また、そのうえで、スコープ3 温室効果ガス排出量も開示する場合、改正後の企業内容等開示ガイドライン「B 基本ガイドライン 5-16-2」にもとづき、必要な開示をすることで、スコープ3 温室効果ガス排出量について、セーフハーバー・ルールが適用されると考えるが相違ないか。
14	その他	—	温室効果ガスの算定・報告に係る既存制度との整合性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、国内では各種法令等にもとづき温室効果ガスの算定・報告が求められており、既存の法律と条例の相違点に加え、条例間の相違点にも留意しながら算定を行う必要があり、企業における算定・開示業務の負荷が高まっている。今回の改正により、既存法令等とは異なる算定・開示が義務化されることに加え、見積値と確定値の双方を管理し、法律や条例ごとにデータを使い分ける必要が生じるため、報告企業の負荷がさらに増加することが懸念される。特に、温室効果ガス削減業務と算定・開示業務を同一組織で兼務する企業では、人的リソースが算定・開示に割かれ、削減の取組みを加速させることが困難となる恐れがある。こうした状況を踏まえ、関係省庁とも連携しながら、既存制度との整合性を可能な限り確保し、企業の算定・開示に関わる負荷軽減に取り組んでいただきたい。

#	該当文書	頁	該当箇所	意見等
15	その他	一	温室効果ガスの算定・報告に係る関連制度との整合性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 今回の改正により、温室効果ガスの算定・報告に係る他の関連制度にも影響を及ぼす可能性があるため、関係省庁とも連携しながら、制度間の整合性の確保に努めていただきたい。 例えば、再生可能エネルギー価値取引市場における FIT 証書の調達は、温室効果ガス排出量削減のための手法として利用されているが、同市場の最終回が 5 月末に設定されているため、3 月末決算企業では 5 月末に取得する FIT 証書の有価証券報告書への反映がスケジュール上困難となる場合がある。このため、同市場からの FIT 証書の調達を進める企業にとっては、事業年度の電力使用量が確定する前に FIT 調達を進め、不足が生じないよう余裕を持って買い入札することが想定される。時価総額が大きい企業ほどエネルギー使用量が大きく、FIT 証書の調達規模が大きい可能性があることから、FIT 証書の需要を引き上げ、需給をひっ迫させる恐れがある。
16	その他	一	温室効果ガスの算定・報告の円滑な対応に向けた制度周知	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの算定に当たっては、他者から提供されるデータに依存することも多いことから、本改正への円滑な対応とデータの取扱いの効率化のため、関係省庁とも連携しながら、関連業界団体を通じた関係者への制度周知等に取り組んでいただきたい。 例えば、有価証券報告書に当該年度の Scope 1、2 排出量を掲載するためには、テナントビルに入居する企業では、オーナーやビル管理会社からのデータ提供が不可欠である一方、現状では年度途中のデータ提供に協力を得られないケースもある。

以 上